

平成 26 年 4 月 1 日

中小企業者の皆様へ

保証料特別補助金交付制度を実施します

尾道市では、特別支援事業として、尾道市中小企業融資制度における 500 万円以下の運転資金利用者を対象に、事業者の方が負担した信用保証料に相当する額を、**期間限定**で補助します。

現在、尾道市中小企業融資制度では、すでに信用保証協会所定の基本信用保証料率のうち一部を市が負担し、事業者の方には低い信用保証料率でご利用いただいています。

今回の補助制度では、事業者の方が負担している信用保証料相当分をさらに補助するため、融資を受ける際の負担が、これまで以上に軽減されることになります。

【対象者】

尾道市中小企業融資制度において 500 万円以下の運転資金を利用した事業者

【補助内容】

事業者が負担した信用保証料に相当する額（1000 円未満切り捨て）
（ただし、期間中 1 事業者につき 1 回限りです。）

【適用期間】

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの融資実行分を対象

※ 融資実行日より起算して、60 日以内に申請してください。

【手続き】

補助金交付申請書に、①信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写しと、②振込受取書や利息計算書などの信用保証料の支払いを証明する書類の写しを添付し、市商工課へ提出してください。

尾道市産業部商工課

〒722-8501 尾道市久保 1 丁目 15 番 1 号
TEL 0848 (38) 9182 (直通)